北塩原村条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、北塩原村財務規則(昭和57年北塩原村規則第11号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、北塩原村が発注する建設工事に 係る条件付一般競争入札の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。 (対象工事)
- 第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、予算額が 1 件5千万円以上の建築工事、その他の工種については必要と認めたものとする。

(入札参加資格の条件設定)

- 第3条 村長は、条件付一般競争入札に係る条件を設定するため、北塩原村入札参加条件設定委員会(以下「設定委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織及び運営方法については、別に定める。

(入札参加資格)

- 第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 北塩原村入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設 業の許可を受けていること。
 - (3) 建設業法第26条第1項に基づく専任の技術者を配置すること。
 - (4) 北塩原村が発注する工事の指名競争入札の参加を停止された場合 においてその停止の期間を経過していること。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと(更生計画又は再生計画認可の決定を受けた者を除く)。
- 2 前項に定める事項のほか、次の中から必要に応じて選択するものとする。

- 地域要件を満たすこと。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評 定値が対象工事ごとに定める基準を満たすこと。
- (3) 過去に、対象工事と同種の施工実績があること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たすこと。

(入札参加の確認)

- 第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」 という。)は、別途指定する日までに村長に対し、次に掲げる書類を提出し、 前条各項各号に該当するか確認を受けなければならない。
 - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
 - (2) 建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し
 - (3) 建設業法第26条第1項に規定する専任の技術者の資格を証明する 書類の写し及び雇用関係を確認することができる書類の写し
 - (4) その他 村 長 が必 要と認 める書 類

(入札参加資格の判定)

- 第6条 村長は、条件付一般競争入札参加資格を判定するため、北塩原村 入札参加資格判定委員会(以下「判定委員会」という。)を設置する。
- 2 判定委員会の組織及び運営方法については、別に定める。

(入札参加申請者への審査結果の通知等)

- 第7条 村長は、前条第1項の審査の結果、入札参加資格を有するとした者については、入札参加資格確認通知書(適格者用)(第2号様式)にて通知するものとする。また、入札参加資格を有しないとした者については、入札参加資格確認通知書(不適格者用)(第3号様式)により通知するものとする。
- 2 入札参加資格確認通知書(不適格者用)の通知を受けた者は、村長に対し、対象工事にかかる入札参加資格の審査において、資格を有しないとされた理由の説明を決定通知のあった日から3日の間において求めることができる。
- 3 村長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに回答するものとする。

(参加資格の喪失)

- 第8条 条件付一般競争入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を条件付一般競争入札に参加させてはならない。
 - (1) 第4条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。
 - (2) 第5条の規定による提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(設計図書等の閲覧等)

- 第9条 対象工事の設計図書等は、閲覧期間中に設計図書閲覧等申請書 (第4号様式)により閲覧又は貸出するものとする。
- 2 設計図書等について質問がある場合は、別途指定する期間内に設計図書質問書(第5号様式)により、村長に質問することができる。
- 3 村長は、前項質問に対し、設計図書質疑応答書(第6号様式)により回答 するものとする。

(入札保証金)

- 第10条 条件付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、 規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、 規則第115条第1項に該当するときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書(第7号様式)により申請しなければならない。

(積算内訳書の提出)

第11条 入札参加者は、対象工事の入札の際、積算内訳書(第8号様式)を 提出しなければならない。

(入札の中止)

第12条 入札参加者が1名以下の場合は、入札を中止する。

(落札者の決定)

第13条 条件付一般競争入札の入札執行の回数は、2回を限度とする。 (その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。